

熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア制度要綱

制定 平成18年 3月 6日経済振興局長決裁

改正 平成24年 4月 1日観光振興課長決裁

平成27年 2月17日観光振興課長決裁

令和 7年 7月23日観光政策課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、観光施設の環境保全と市民の行政参加の一環として、地域住民や企業等が主体となつて行う環境美化活動（以下「美化活動」という。）を支援することにより、熊本市民共有の財産である観光施設への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 美化活動の対象施設は、熊本市（観光政策課）が管理する観光施設で、市長が必要と認めるものとする。

(美化活動の内容)

第3条 対象区域で行う美化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 日常かつ定期的な清掃、パトロール等
- (2) 回収したごみの分別
- (3) 除草、樹木の剪定及び花の植付け
- (4) 危険箇所、不法投棄等の連絡
- (5) 利用者へのルール、マナー等の指導
- (6) 美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案

(実施期間)

第4条 美化活動は年に6回以上実施し、1年以上継続することを原則とする。

(美化団体)

第5条 美化活動を行おうとする地域住民や企業等（以下「美化団体」という。）は、相当数の者で構成される団体とする。

(美化活動の申請)

第6条 美化活動を行おうとする美化団体の代表者は、熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合には、当該美化団体の代表者と「熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア協定」（様式第2号）（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(協定の締結事項)

第8条 前条の協定の締結事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 美化活動の区域

- (2) 美化活動の内容
- (3) 美化活動の支援内容
- (4) その他美化活動の実施に必要な事項
- (支援内容)

第9条 市長は、第7条の協定を締結したときは、予算の範囲内において美化団体の希望に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。この場合において、美化活動の対価としての金品等の拠出については行わないものとする。

- (1) 美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 一斉美化活動で発生したごみの回収及び処理
- (4) 活動員証の配布
- (5) その他美化活動に必要な事項
- (安全の確保)

第10条 美化団体は、市長の安全指導に従い、事故等が発生しないよう、責任を持って安全対策を行うものとする。

(助言と勧告)

第11条 市長は、美化団体の美化活動に関して、必要な助言ができるものとする。

(報告)

第12条 美化団体の代表者は、年間の活動報告書（様式第3号）を、市長に提出するものとする。

(協定の変更)

第13条 活動の内容を変更する場合には、乙は事前に変更届（様式第4号）を甲に提出しなければならない。

(協定の解除)

第14条 市長は、美化団体が協定内容に違反していると認められるとき、又は美化活動を行うものとしてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

2 市長は、協定が終了したとき、又は前項により協定を解除したときは、第9条に基づき当該美化団体に支給し、又は貸与した清掃用具等の返還を求めるものとする。

(第三者との紛議)

第15条 美化団体の美化活動により発生した事故及び第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

(担当部署)

第16条 熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア制度の実施に関する事務は、熊本市観光政策課で行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 23 日から施行する。